

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団  
福岡半導体リスクリングセンター受講料補助金交付要綱

(通則)

第1条 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という。）が交付する福岡半導体リスクリングセンター受講料補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内中小企業に対して、福岡半導体リスクリングセンター（以下「センター」という。）が実施する講座の受講料を補助し、企業負担を軽減することにより、企業技術者の人材育成に寄与するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 県内事業者

次のいずれかに該当する事業者をいう。

ア 福岡県内に本店（本社）を有する事業者

イ 福岡県内に事業所を有し、かつ講座受講者の勤務地が福岡県内である事業者

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、講座受講者の受講料を負担した中小企業、かつ県内事業者とする。ただし、本補助金交付事業と同趣旨の事業による補助金等の交付を受けている者、又は受けることを予定している者は、補助対象者とならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が以下の各号に該当する者であるときは、補助対象者とならない。

(1) 暴力団又は暴力団員

(2) 暴力団員が事業主又は役員である者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、講座受講者の受講料とする。

2 前項の交付の対象となる受講料は、令和6年度までに受講料の支払いを行い、かつ受講を開始（e-learningの場合は視聴開始（講座の視聴が可能になった日をいう。以下同じ。））したものに限る。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する受講料は交付の対象とならない。

(1) センターが個別の企業の要望に応じて実施する講座等、受講対象者を制限しているもの。

(2) その他理事長が別に定めるもの。

(補助額)

第6条 前条第1項の経費に対する補助額は、講座受講者の受講料の全額とする。ただし、消費税及び地方消費税は含めないものとする。

(交付申請期間)

第7条 補助金の交付申請期間は、講座の受講後（e-learningの場合は視聴開始後）6か月以内とする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付申請者は、次に掲げる書類を財団の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- イ 受講者一覧表
- ウ 企業概要説明書
- エ 受講報告書（管理者用及び受講者用）
- オ 受講者の講座修了を証明する書類（修了証）
- カ 交付申請者が受講料を支払ったことが確認できる書類（領収書）
- キ 交付申請者が受講料相当額を補填したことが確認できる書類（講座受講者が負担した受講料を交付申請者が補填した場合に限る。）

(2) 提出部数 1部

(交付決定及び額の確定の通知)

第9条 理事長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、「交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）」により交付申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 前項の交付決定及び額の確定により、前条の交付申請及び実績報告の内容のとおり請求があったものとみなす。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けた場合において、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに「交付申請取下げ書（様式第3号）」を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、「交付決定取消通知書（様式第4号）」により補

助事業者に通知するものとする。

- (1) この要綱の定めに違反したとき
- (2) 提出書類を期限内に提出しないなど、怠慢と認められる行為を行ったとき
- (3) 虚偽の申請など、不正行為と認められる行為を行ったとき
- (4) 第10条の規定に基づく交付申請の取下げがあったとき
- (5) その他理事長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき

(補助金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、「返還命令書(様式第5号)」により補助金の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づき補助金を返還させるときは、返還すべき補助金の額及び返還期限を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第14条 理事長は、補助金の適正な執行を図るために必要があると認められるときは、補助事業者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年度に支払いが完了した受講料に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。